

11月の過重労働解消のための各種シンポジウム、セミナー等のお知らせ

過重労働による健康障害防止対策については、「過重労働による健康障害防止のための総合対策」等に基づき推進していますが、労働時間に関する法違反率は高く、全国的に脳・心臓疾患、精神障害に係る労災認定件数が高水準で推移するなど、依然として恒常的な長時間労働の実態が認められる状況にあります。

また、平成26年11月に施行された「過労死等防止対策推進法」では、11月を「過労死等防止啓発月間」と定めており、全国において過労死等防止対策推進シンポジウム、過重労働解消のためのセミナーが厚生労働省委託事業として開催されます。三重県内での開催は、下記のとおりとなっていますので、積極的なご参加をお願いします。

	過労死等防止対策推進シンポジウム	過重労働解消のためのセミナー
開催日時	平成28年11月17日（木） 18：00～20：00	平成28年11月18日（金） 14：00～16：30
開催場所	三重県教育文化会館（大会議室）	三重県津市桜橋2-142
定員	80名	100名（事前予約制）
参加料	無料	
参加申込方法等	https://www.p-unique.co.jp/karoushiboushisympo 「プロセスユニーク 過労死等防止」で検索 受託者：(株) プロセスユニーク	http://partner.lec-jp.com/ti/overwork/ 「LEC 過重労働解消」で検索 受託者：(株) 東京リーガルマインド

荷主の皆様へ ご存知ですか？トラックドライバーの労働時間のルールを

トラック運送業は国民生活及び経済活動を支える重要な産業ですが、長時間の荷待ち時間や契約にない附帯作業の要請等により、トラックドライバーの労働環境は厳しいものとなっており、人材確保の難しさにもつながっています。

トラック運送事業者には守るべき労働時間のルール「改善基準告示」がありますが、それを知らなかったという荷主企業の声も聞かれます。トラックドライバーの長時間労働の改善を行うには、荷主の皆様の協力が不可欠であり、その前提として、荷主の皆様にはトラック運送に係る法令等の理解を深めていただくことが重要です。

このため、厚生労働省、国土交通省、全日本トラック協会は、トラックドライバーの長時間労働改善に向けた取組の一環として、荷主の皆様に向けた「改善基準告示」及び「荷主勧告制度」に関する周知用のリーフレットを作成しましたので、社内周知等にご協力をお願いします。

リーフレットの参照アドレス（全日本トラック協会のwebページ）

http://www.jta.or.jp/kikaku/for_ninushi/for_ninushi_leaflet2016.html